

●都市計画施設等の区域内における建築の規制

(建築の許可)

都市計画施設(道路・公園・河川等)の区域または市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする場合は、市長の許可が必要です。

◆ 制限については、青梅市都市計画課
TEL.0428-22-1111(代表)まで問い合わせください。

.....(都市計画法第 53 条)

(許可の基準)

- 1 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないもの。
- 2 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 3 容易に移転し、または除去できるもの。

.....(都市計画法第 54 条)

※ 優先整備路線(道路)および優先整備区域(公園・緑地)以外の区域においては、階数が 3 のもので、高さが 10 メートル以下であり、かつ、地階を有しないものなどの緩和規定があります。